

犯収法共管省庁担当官 殿

事 務 連 絡  
平成24年7月18日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官

### 疑わしい取引の届出に係る事業者ID発行について

疑わしい取引の届出については、電子政府の窓口（e-Gov）を利用して特定事業者が届出を電子申請しているところです。

この度、疑わしい取引に係る電子申請を受理する当庁の受付システムが、老朽化のため平成24年10月1日に新システムに更新することとしています。新システムへの更新に伴いまして、特定事業者が疑わしい取引に係る電子申請を行う際に必要となる識別符号（事業者ID及びパスワード）について、変更が必要となりました。

つきましては、貴省庁の所管する特定事業者に対して、下記のとおり周知していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 事業者ID及びパスワード

電子申請を利用している特定事業者は、電子政府の窓口（e-Gov）及びJAFICダウンロードページで使用している現在の事業者ID及びパスワードが、平成24年9月29日から使用できなくなります。そのため、特定事業者は「事業者ID発行申請書」（別添）により改めて申請の上、新しい事業者IDを取得してください。

なお、警察庁ホームページにおいて、平成24年8月1日から「事業者ID発行申請書」をダウンロード可能とします。また、新しい事業者IDについては、平成24年10月1日から利用可能となります。

#### 2 事業者プログラム

特定事業者が平成24年10月1日以降に電子申請を行う場合は、新システムに対応した事業者プログラムで作成した届出データを使用しなければなりません。

特定事業者は、平成24年9月15日以降に現在のJAFICダウンロードページから新システムに対応した事業者プログラムをダウンロードし、インストールしてください。

なお、フレキシブルディスクを使用して届出を行う特定事業者にあっては、平成24年10月31日までに新事業者プログラムに更新してください。

#### 3 スケジュール

次のとおり計画していますが、事業者IDの登録に係る作業及び手続が集中するため、事業者ID発行申請書を受領後、登録事項の通知に概ね3週間かかります。平成24年10月1日に間に合わせるためには、平成24年9月14日までの申請が必要です。

- (1) 平成24年8月1日～ 事業者ID発行申請に係る手続を警察庁ホームページに掲載
- (2) 平成24年8月1日～ 新事業者ID発行申請書の受付開始
- (3) 平成24年9月15日～ 新事業者プログラム配信開始

- (4) 平成24年 9月29日 ~ 受付システム運用停止
- (5) 平成24年10月 1日 ~ 新受付システム運用開始

< 本件担当 >

警察庁犯罪収益移転防止管理官付

電 話 : 03 - 3581 - 0141 ( 内線 4927 ~ 4928 )

E-mail : jafic@npa.go.jp

警察庁 刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

年 月 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官 殿

事業者名  
代表者 印

## 事業者 ID 発行申請書

業 態 区 分 該当するもの <u>全て</u> に を記入	銀行等、保険、金融商品、特例業務届出者、貸金、資金移動業者、 商品先物取引業者、振替機関等、両替業者、ファイナンスリース業者、 クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、 郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者 その他の業者（ ）
主 た る 業 態 「業態区分」から1つ選び記入	
許 認 可 番 号	
事 業 者 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
役 職	
担 当 者 名	
郵 便 番 号	
所 在 地	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
希 望 I D 候補を3つ記入 半角英数字8文字以上	..... .....
パ ス ワ ー ド	(初期パスワードを発行します)
備 考	

1 事業者名・代表者名

事業者名は本店（本社）等の名称を記入してください。また、代表者名は、届出を担当する部署の長や支店長等ではなく事業者の代表者の氏名を記入してください。

2 業態区分

該当する業態全てに をつけてください。

3 主たる業態

「業態区分」欄に複数 をつけた場合は、その中から主たる業態を一つ選んで記入してください。

4 許認可番号

「業態区分」欄に をつけた業態について許認可を受けている場合は、その番号を記入してください。また、「業態区分」欄に複数 をつけた場合において、「主たる業態」欄に記入した業態について許認可を受けているときは、その番号を記入してください。

5 部署名・役職・担当者名

実際に事業者 ID を利用する担当者について記入してください。

複数の担当者がある場合は、そのうち 1 名について記入してください。

6 郵便番号・所在地

上記担当者が属する部署の電話番号及び所在地を記入してください。

7 電話番号・メールアドレス

上記担当者が利用する電話番号及びメールアドレスを記入してください。

8 希望 ID

候補を 3 つ記入してください。

8 文字以上の文字列として英字及び数字の組み合わせとします。1 文字目は英字とします。記号は使えません。

英文字の大文字・小文字は区別されます。

9 パスワード

記入しないでください。郵送にて初期パスワードを発行します。

申請は郵送にて受け付けます。

警察庁から郵送にて事業者 ID 及び初期パスワードを指定した文書を送付しますので、必ず 80 円切手を貼った返信用封筒（長型 3 号封筒）を同封してください。

本件手続に関する問合せ及び郵送先

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官 運用係

電 話 : 03 - 3581 - 0141 (内線 4927 ~ 4928)

郵 送 先 : 〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2